

■例 1

〇〇自治会館 管理運営委員会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は〇〇自治会館管理運営委員会（以下管理会）と称し事務所を会館内に置く。

(事業目的)

第2条 本会は〇〇自治会会員の福祉の増進、文化教養の向上を目指し、会員連帯によるコミュニティの創造を図るための拠点として会館を活用することを事業目的とする。

(組織)

第3条 本会は自治会員、青少年部会員、防犯委員、道路管理会員、老人クラブ会員、その他自治会傘下の各部会員の中より選出された委員をもって組織する。

(管理会の構成と任務)

第4条 本会を運営するため次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
会 計	2名
監 査	2名
理 事	若干名
顧問・相談役	若干名

(役員を選任)

第5条

- (1) 理事は総会において選挙または選考委員会を設けて推薦により決める。
- (2) 会長、副会長、会計及び監査は理事の互選により決める。

(役員職務)

第6条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 会計は本会の経理を担当する。
- (4) 監査は会計を監査する。
- (5) 理事は本会を運営する。

(顧問及び相談役)

第7条

- (1) 本会は、本会の向上発展のため顧問・相談役を置くことができる。
- (2) 顧問及び相談役は会議に出席して助言し又は意見を述べることができる。

(火元責任者)

第8条 本会は委員の中より会館火元責任者を選出する。責任者は火災予防の任にあたるものとする。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年とし、補充によるものの任期は前任者の残任期間とする。

(会議及び議事)

第10条

- (1) 会議は必要に応じ会長または役員が招集する。
- (2) 役員会は役員過半数の出席により成立し、出席者の過半数をもって決議する。賛否同数の場合は会長が裁決する。

(運営費)

第11条 本会の自治会館の運営のための経費は、主として会館の使用料、その他寄付金等をもって充当し、必要に応じ自治会会計より補充することができる。

(資産の保管及び使用)

第12条 本会の資産は会長がこれを保管し、その使用の方法等は運営委員会の決議をもって定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- (1) この規約は令和〇年×月△日制定実施する。
- (2) 規約及び細則は役員会の決議により改正することができる。

〇〇自治会館 管理会細則

1 設置の目的

当自治会館は管理会会則第2条に掲げる事業目的にもとづいて設置された施設である。

2 使用の範囲

- (1) 1階の大ホールは各種大集会、冠婚葬祭、その他講習会、映画会、多人数による文化活動等の各種行事に使用することができる。
- (2) 2階の中ホール及び和室は各部会の小集会、憩いの場、青少年、婦人の会、各種講習会等、広範囲に使用することができる。

3 使用上の注意

- (1) 冠婚葬祭の使用については最優先とする。
- (2) 公安又は風俗を害する恐れのある時、会合が営利を目的とする時は、使用を断ることがある。
- (3) 宗教活動、政治活動等、管理運営上支障をきたす恐れのある場合は、使用を断ることがある。

4 使用の方法

- (1) 使用責任者は5日前迄に申込みをし、管理会の承認を得て使用する。
- (2) 使用責任者は当日、管理委員より鍵を預かり、使用料金を支払う。
- (3) 使用後は火元、電気のスイッチ、戸締り等の確認をして施錠し、鍵を管理委員に返却し、その際に確認票を提出するものとする。
- (4) 使用者は特に火元、電気スイッチ、戸締り等に注意するとともに、備品什器等を大切に使用し、格段の注意を払うこと。なお、破損、汚損等については原状回復に要する費用を負担しなければならない。
- (5) 使用料金については、別表のとおりとする。
- (6) 〇〇地域各種団体の総会に使用する場合は無料とする。
- (7) 和室は老人会の憩いの場とし、午前・午後の使用は無料とする。ただし午後6時以降の使用は有料とする。

部屋	大ホール	中ホール	和室	全部屋
時間				
9:00～12:00				
13:00～17:00				
18:00～21:00				
冷暖房				

■例2

〇〇自治会館 管理運営規約

(設置)

第1条 〇〇自治会（以下「自治会」という）は、その事業を円滑に推進するための拠点として〇〇自治会館（以下「会館」という）を設置し、これを管理運営する。

(目的)

第2条 この会館は、自治会会員（以下「会員」といい、同居の親族を含む）の福祉の増進、教養文化の向上、相互の親睦及び自治会区域の公安・公益を目的とする各種の会合、集会等に使用する。

(使用者の範囲)

第3条 この会館の使用者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 自治会の事業、行事、自治会活動等に参加する会員
- (2) 会員有志が発起する会合等に参加する会員
- (3) 自治会に関連する行政機関の公務に従事又は参画する者
- (4) 自治会と交流する公共団体の役職員
- (5) その他自治会が必要と認める者

(使用の許可)

第4条 この会館の使用を希望する者は、事前に自治会長に使用許可申請書を提出し、許可を得なければならない。

(不許可の場合)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、自治会長は会館の使用を許可しない。

- (1) 秩序または風俗を乱すおそれがあるとき
- (2) 営利収益を主たる目的とするとき
- (3) 会館の施設、備品等を汚損又は損傷するおそれがあるとき
- (4) 管理上支障があるとき
- (5) その他自治会が不適當と認めるとき

(遵守事項)

第6条 この会館の使用者その他の入館者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 使用を許可されていない部屋を使用しないこと
- (2) 騒音又は大声を発しないこと
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (4) 会館の施設、備品等を汚損又は損傷しないこと
- (5) 使用時間を厳守すること
- (6) その他会館の運営上不適當な行為をしないこと

(使用者の義務)

第7条 この会館を使用する者は、善良なる管理者の注意義務を負い、便宜上会館の備品等の配置を変更したときは、使用後これを原状に復さなければならない。

(損害の弁償)

第8条 この会館の利用者が、会館の施設、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害についての応分の弁償をしなければならない。

(使用料)

第9条 この会館を使用する者は、次表に定める使用料を納入しなければならない。

会館使用料

時間 施設	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00
全館						
大会議室						
小会議室						
和室						
冷暖房						

(使用料の減免)

第10条 自治会長は、公の目的のために使用する場合や、公益上必要と認められるときは、使用料を減免することができる。

附 則

この規約は令和 年 月 日から施行する。

年 月 日

〇〇自治会館使用許可申請書

〇〇自治会長様

住所

申請者氏名

印

〇〇自治会館管理運営規約の定めにより、下記のとおり自治会館の使用許可を申請します。

記

使用団体名			
使用日時	年 月 日	午前・午後	時 分から 午前・午後 時 分まで
使用室名	<input type="checkbox"/> 大会議室	<input type="checkbox"/> 小会議室	<input type="checkbox"/> 和室
使用目的			
冷暖房	<input type="checkbox"/> 使用	<input type="checkbox"/> 不使用	
その他			
決 裁	<input type="checkbox"/> 許 可	<input type="checkbox"/> 不許可	決裁者印
使 用 料	合 計	円	内 訳

年 月 日

〇〇自治会館使用許可書

申請者〇〇 〇〇様

〇〇自治会 会長

印

下記のとおり自治会館の使用を許可します。

記

使用団体名			
使用日時	年 月 日	午前・午後	時 分から 午前・午後 時 分まで
使用室名	<input type="checkbox"/> 大会議室	<input type="checkbox"/> 小会議室	<input type="checkbox"/> 和室
使用目的			
冷暖房	<input type="checkbox"/> 使用	<input type="checkbox"/> 不使用	
使 用 料	合 計	円	内 訳